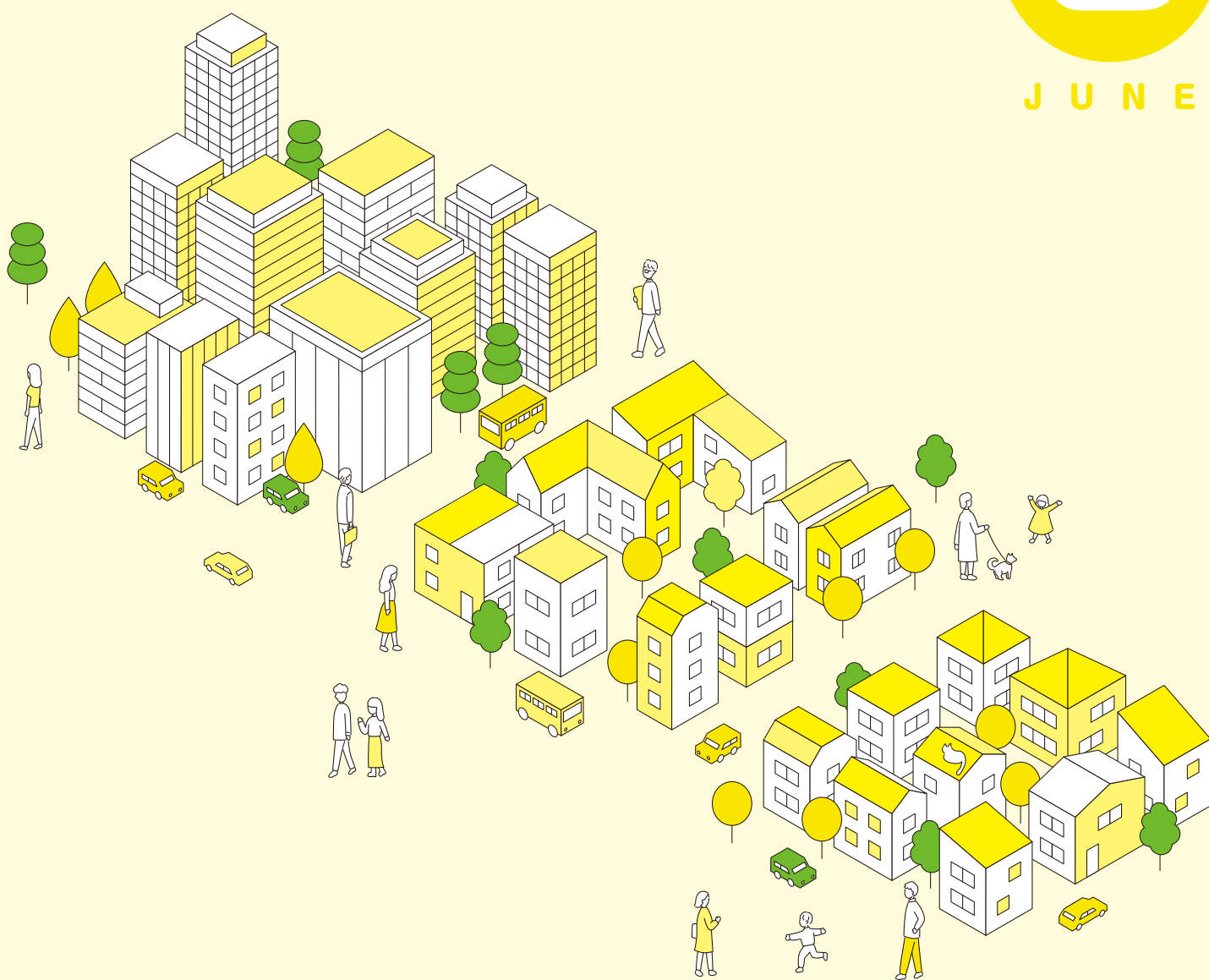


JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

# 検定協会だより

令和7年6月 第534号





令和7年6月号

<https://www.jfeii.or.jp>

## 目次

### 巻頭のことば

#### 1 市民と共に歩む消防

千葉県消防局長 市村 裕二

### 随想

#### 4 検定制度と検定協会 第5回 ～性能規定化と検定協会（2）～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

### 協会情報

#### 11 令和6年度の検定業務を振り返って

警報設備部 消火・消防設備部

#### 20 第66回消防機器業務懇談会の概要①

総務部 庶務課

#### 32 令和7年度 予防技術講習会の開催について

企画研究部 企画研究課

#### 33 散水試験室の新設について

警報設備部 感知設備課

#### 36 低高温室の新設について

警報設備部 報知設備課

### お知らせ

#### 42 訂正とお詫び

虎ノ門事務所

#### 43 協会通信・業界の動き・人事異動

#### 47 新たに取得された型式一覧

#### 48 検定・性能評価・受託評価数量（令和7年5月）

## 市民と共に歩む消防



千葉市消防局長  
市村 裕二

## 【千葉市について】

千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心部から東に約40kmに位置し、成田空港及び木更津市（東京湾アクアラインの接岸地）からそれぞれ約30kmの距離にあります。

市域面積は約272km<sup>2</sup>で、地形は河川によって刻まれた低地と台地、東京湾沿いに広がる約34km<sup>2</sup>の埋立地に大別されます。全体的に平坦な地形のため、都市の成長とともに市街化が進みましたが、内陸部には緑豊かな自然環境が残されています。

本市は5,000年以上前から人々が集落を形成して暮らしていた土地であり、日本最大級の貝塚で国の特別史跡にも指定されている「加曽利貝塚」や2,000年もの時を経て開花した「オオガハス」などから太古のロマンを感じることができます。

さらに、都市としてのあゆみは、平安時代後期の1126年6月に千葉常重が現在の中央区に本拠を置いたことに始まり、2026年には開府900年の大きな節目の年を迎えます。

また、かつて豊かな漁場であり、文人が愛した本市の海辺は、埋立後、日本一の長さを誇る人工海浜となり、姿を変えても海に親しめる空間を今に残しています。



検定協会だより 令和7年6月



## 【消防局の取組み】

千葉市消防局は、1局・6消防署・19出張所を配置し、市民の安全・安心を守るため職員一同、日々消防行政のレベルアップを目指して業務にあたっています。

令和6年の市内の火災発生件数は259件で、前年より3件減少しましたが死者数は過去10年で最多の13人となりました。

また、救急出動件数は、過去最多の69,429件となりました。年々増加する救急需要に対応するため、本市では平成27年度から救急情報共有システムの運用を開始し、指令センター、救急隊及び医療機関の間で救急現場の情報を共有し、救急業務の効率化を進めています。令和7年5月からは第3期システムの運用を開始し、文字情報と動画像の共有機能、免許証等の文字情報や傷病者の生体情報をシステム用端末に取り込む機能を追加するなどICTを活用した救急業務に取り組んでいます。

さらに、今年度から採用試験（上級区分）の採用上限年齢を28歳から35歳に引き上げることや消防防災ヘリコプターの新機体の運用開始を予定するなど消防体制の充実強化を図っています。

## 【社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進】

火災予防に関しては、急速に進む少子高齢化の中、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、未就学児から高齢者にかけて各世代に対応した防火知識の普及啓発を実施しているところです。

火災予防広報では、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を含めた防火意識の向上のため、本市を本拠地とする千葉ロッテマリーンズに協力していただき、選手入りのポスターを毎年作成しています。

また、大規模地震時における電気火災の抑制に効果的な感震ブレーカーの普及促進にも力を入れており、密集住宅市街地を対象とした設置補助事業（簡易タイプ）を進めています。昨年度は能登半島地震等により、地震発生時の電気火災に対する市民の関心が高まったこともあり、過去最多の設置補助利用がありました。今年度も引き続き感震ブレーカーの普及促進を図っていきます。

さらに、火災調査アドバイザーや予防技術資格者等、専門的な知識技術を有する人材を育成し、火災調査から得られた調査結果を有効活用して類似火災防止と不明火災の低減を図るとともに、火災危険性の高い施設に対する指導を強化し、社会情勢等の変化に対応した火災予防行政を推進しています。



## 【結びに】

災害は激甚化、複雑多様化してきており、消防を取り巻く状況はますます厳しいものとなっており、消防局、消防団そして地域の防災組織が相互に連携し、消防防災体制を強化することが極めて重要であると考えています。

今後も、「安全・安心のまち・千葉市」の実現に向け職員一同全力で取り組んでまいりますので皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに日本消防検定協会の御発展と全国の消防関係者の皆様の益々の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、巻頭の言葉とさせていただきます。

検定協会だより 令和7年6月

## 検定制度と検定協会 第5回 ～性能規定化と検定協会（2）～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小 林 恭 一



消防法施行令（以下「消令」）第29条の4の新設に伴い、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」について消令第32条を適用して対応していたことによる法的な課題が解決するとともに、予防課長通知で運用されて来た「共同住宅特例基準」を「消令第29条の4に基づく省令と告示」という形で整理し直すことができました。

### 消令第7条第7項の新設と「消防用設備等」としての位置づけ

前回述べたように、性能規定化のうちルートBに関する規定整備の一環として、消令第29条の4（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準）が新設されました。この時、これに合わせ、消令第7条（消防用設備等の種類）に第7項が新設され、消令第29条の4第1項の「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」は、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」として位置づけられました。

これにより、消防長等が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認めた「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」については、消防法令上、「通常用いられる消防用設備等」と全く同等の「消防用設備等」としての位置づけが与えられることとなりました。

この結果、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」には、「通常用いられる消防用設備等」と全く同様に、表1の規定が適用されることになりました。

表1 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同様の「消防用設備等」とされた効果

- ① 設置維持義務(消防法第17条第1項)
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査(消防法第17条の3の2)
- ③ 点検及び報告義務(消防法第17条の3の3)
- ④ 消防長等の設置維持命令(消防法第17条の4)
- ⑤ 消防設備士の業務独占(消防法第17条の5)  
(従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。(消令第36条の2第1項及び第2項))
- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出(消防法第17条の14)
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務(消則第31条の3第2項)
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略(消則第31条の3第3項)
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定(消則第31条の4)

従来は、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を設置したいとするニーズが生じた場合に備え、消令第32条に基づき消防長等がその判断と責任において設置を認める仕組みが用意されていました。

消令第32条では、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、消令第2章(消防用設備等)第3節(設置及び維持の技術上の基準)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると消防長等が認める場合は、同節の規定を適用しないことができることとされていました。しかし、消令第32条に基づいて設置された設備は消令第7条で「消防用設備等」として位置づけられていなかったため、その設置及び維持管理など安全性の確保に係る表1の①から⑨までの規定の適用については法的な位置づけが必ずしも明確でなく、防火安全上の課題となっていました。

これらの改正により、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新しく開発された「消防の用に供する設備等」であっても、消令第29条の4第1項の規定に基づき「必要とされる防火安全性能を有する」ことが認められる場合には、消令第7条第7項で「通常用いられる消防用設備等」と完全に同格の位置づけが与えられることとなり、従来の消令第32条が有していた課題が解消されることとなりました。

## パッケージ型自動消火設備等を例にとると

たとえば、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成16年(2004)総務省令第92号)」では、消令第29条の4第1項の規定に基づき、

---

屋内消火栓設備の代替設備として「パッケージ型消火設備」の基準（詳細については平成16年（2004）消防庁告示第12号）を、スプリンクラー設備の代替設備として「パッケージ型自動消火設備」の基準（詳細については同第13号）を定めています。

これらの設備は、従来、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定及び消防庁予防課長通知をよりどころに、消防長等が自らの判断と責任において、消令第32条を適用して設置を認めてきたものですが、上記のとおり、表1に掲げる規定の適用については、法的な裏付けが必ずしも明確ではありませんでした。

以上に述べた一連の法令改正と省令・告示の制定により、「火災の拡大を初期に抑制する性能」から見て「パッケージ型自動消火設備」等を設置することができるとされた防火対象物に対しては、消防長等がこれらの基準によりスプリンクラー設備等に必要とされる（「火災の拡大を初期に抑制する性能」としての）防火安全性能と同等以上の性能を有すると認めるものを、スプリンクラー設備等に代えて設置することができるようになりました。

また、設置されたパッケージ型自動消火設備等については、スプリンクラー設備等と同様に、設置維持義務、設置時における消防長等への届出及び受検義務、消防設備士等による点検及び消防長等への報告義務がかかることとなり、さらに、適切に設置又は維持されていない場合には消防長等の設置維持命令がかかることになりました。

加えて、これらの設備に対して従来から行われていた、日本消防検定協会の鑑定（現在の消防法第21条の36第六号に基づく「消防の用に供する機械器具等に関する評価」）や日本消防設備安全センターの性能評定は、これらの設備が「消防用設備等」と位置づけられたことから、消防法施行規則（以下「消則」）第31条の4に基づく認定制度に移行することとなり、消防長等による設備等技術基準適合検査における検査の省略について法的な根拠が整備され、安全性の確保と検査の合理化が図られることになりました。

また、同時に定められた消防庁告示（平成16年（2004）消防庁告示第14号及び第15号）により、「パッケージ型自動消火設備」等の工事及び整備については消防設備士（第1類、第2類又は第3類）の業務独占の対象となりました。

なお、点検報告制度については、これらの設備が「消防用設備等」に該当することになるため自動的に対象になりますが、これらの設備を点検できるのは、上記消防設備士（甲種及び乙種）又は「第1種消防設備点検資格者」とされました（平成16年（2004）消防庁告示第10号）。

以上のように、「パッケージ型自動消火設備」等が消令第29条の4第1項の規定に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とされたことによ

り、安全性の向上と明確な法的位置づけが得られることとなりました。

## 消令第29条の4に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」

「パッケージ型自動消火設備」等は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の第一弾として定めたものですが、これら以外にも、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」等で、消防長等による消令第32条の適用について、消防庁予防課長通知で基準や見解を示してきたもの、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定を行ってきたものは多数あります。平成16年(2004)の時点では、これらの設備等についても、知見が蓄積されたと判断できるものから順次、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令や告示を定めていくことを予定していたのですが、現時点で定められているもの(表2)を見ると、必ずしも当初の思惑どおりにはなっていません。むしろ、ルートCの経験と知見の蓄積から定められたものや、別の行政ニーズから定められたものが多くなっています。

表2 消令第29条の4に基づく省令で定められた「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」(特定共同住宅等関係設備を除く)

- ① パッケージ型消火設備 (平成16年(2004)消防庁告示第12号)
- ② パッケージ型自動消火設備(平成16年(2004)消防庁告示第13号)
- ③ 特定小規模施設用自動火災報知設備  
(平成20年(2008)消防庁告示第25号)
- ④ 加圧防排煙設備 (平成21年(2009)消防庁告示第16号)
- ⑤ 特定駐車場用泡消火設備 (平成26年(2014)消防庁告示第5号)

## 消令第29条の4第1項の規定に基づく省令と客観的検証法

前述のように、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令の第一弾として「パッケージ型自動消火設備」等についての基準を定めましたが、これらの基準はいずれも「仕様規定」的な規定ぶりであり、「新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする」という「性能規定化」の目的には合致していますが、「性能規定」とは言い難いかも知れません。

消防用設備等の技術的基準に本格的に「性能規定」を導入するためには、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令として、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合

しない新たに開発された「消防の用に供する設備等」が「必要とされる防火安全性能」を有しているか否かについて、消防長等が客観的に検証し判断する基準（客観的検証法）を策定していく必要があります。

このため、消防庁では、平成14年度（2002）から「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会（委員長：平野敏右東京大学名誉教授）」において、必要とされる三つの防火安全性能を防火対象物の状況に応じてそれぞれ定量的に示すとともに、防火安全性能の有無についての判断を公平かつ公正に行えるよう、「客観的検証法」について検討を行いました（図1参照）。

「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関しては、まず事務所用途の防火対象物に設置される自動消火設備に関する客観的検証法の検討を行いました。

現行のスプリンクラーヘッドにかかる技術上の基準は、消防法第21条の2第2項に基づく「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める消令（昭和40年（1965）自治省令第2号）」と、スプリンクラーヘッド等がこの規格に適合していることを前提とする設置基準（消令第12条及び消則第13条～第14条）との組み合わせによって、固定的に定められています。その結果、従来は、仮に現行のスプリンクラーヘッドより遙かに

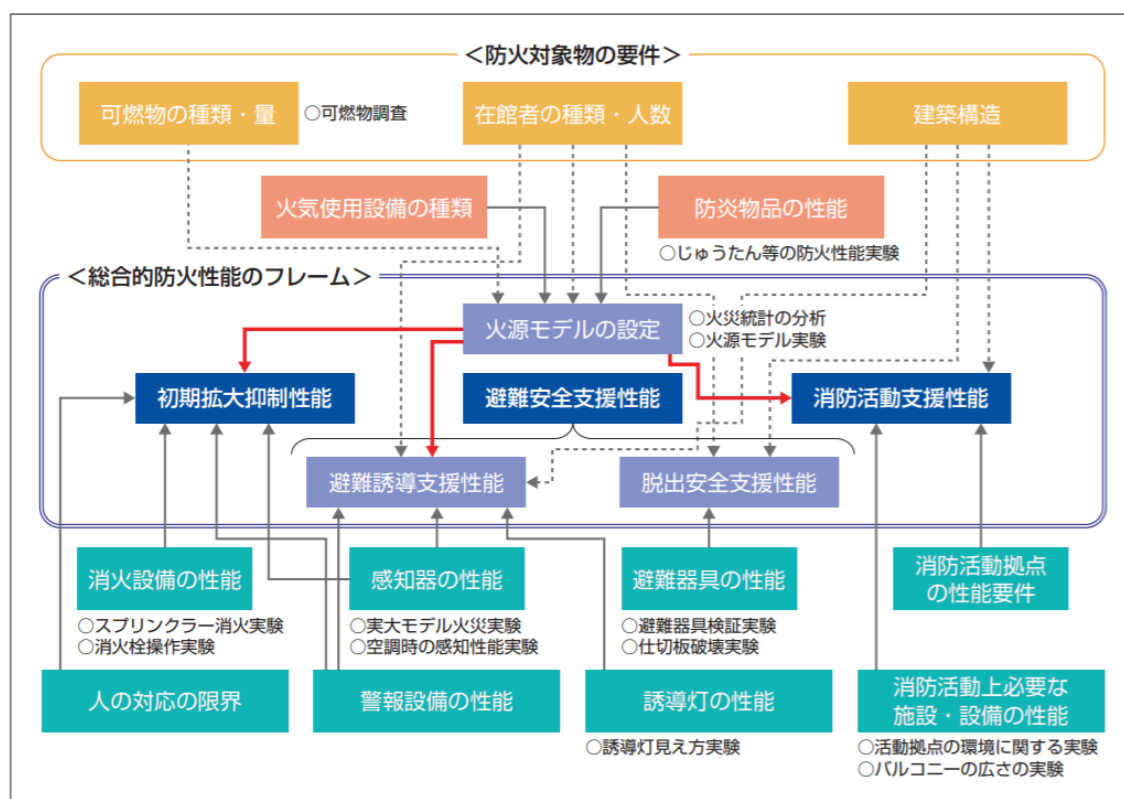


図1 総合的防火性能と個別設備の関連  
（平成15年（2003）防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会中間報告）

---

高感度のスプリンクラーヘッドが開発され、消防法第21条の2に基づく検定に合格しても、その設置間隔、水源水量等にかかる基準は、当分の間現行と変わらず、その高感度の性能を生かして合理的に設置するためには、当面、消令第32条に基づき消防長等がその判断と責任に基づき防火対象物ごとに個別に認めるしかありませんでした。「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関する客観的検証法を開発し、これに関連する試験方法、設置方法などの一連の基準を消令第29条の4の規定に基づく省令及び関連規定として定めることができれば、スプリンクラーヘッドの性能に応じて合理的にスプリンクラー設備を設置することが、迅速に可能になっていくと期待したのです。

同様の趣旨から、「火災時に安全に避難することを支援する性能」に関しては「光点減走行式避難誘導システム」に関する検証法を、「消防隊による活動を支援する性能」に関しては排煙設備に関する検証法を、それぞれ策定すべく検討を行いました。

ところが、「性能規定」と言えるような客観的検証法の開発は当初考えていたよりはるかに大変だったようで、当初の思惑どおりに省令と告示の制定まで到達できたのは、今のところ「加圧防排煙設備」と「特定駐車場用泡消火設備」の基準のみとなっています（表2参照）。

## 共同住宅特例基準から消令第29条の4に基づく特定共同住宅等省令へ

共同住宅については、その特性から、政令で定める技術上の基準で就寝施設として設置すべき消防用設備等の基準を規定した上で、従来から、予防課長通知（共同住宅特例基準）を示し、防火区画性能が高く、外気に開放された安全な避難路を二方向確保するなど、防火安全性が高い設計となっている耐火構造の共同住宅については、消防長等が消令第32条を適用して消防用設備等の設置基準を緩和するような運用を行ってきました。

しかしながら、消令第32条に基づき消防長等の判断と責任において防火対象物ごとに規制を緩和するこの仕組みは、行政手続きにかかる透明性の確保や、自治体ごとに運用基準が異なる可能性があることなどの点で、幾つかの課題を有していました。

消令第29条の4が制定され、「防火安全性能」という切り口で消防用設備等の設置基準を整理することができるようになったことから、従来、消令第32条の運用基準として示してきた「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成7年（1995）消防予第220号消防庁予防課長通知 以下「220号通知」）」を、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令及び告示として定め直すこととしました。

こうして、私が予防課長から異動する直前の平成17年（2005）3月25日に、「特定共同

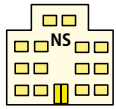
表3 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の規定に基づく告示

- ① 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件  
(平成17年(2005)消防庁告示第2号)
- ② 特定共同住宅等の構造類型を定める件 (同第3号)
- ③ 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件 (同第4号)
- ④ 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (平成18年(2006)消防庁告示第17号)
- ⑤ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (同第18号)
- ⑥ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準 (同第19号)
- ⑦ 戸外表示器の基準 (同第20号)

住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」を定め、同日付で同省令の骨格をなす(表3)の①～③を定めることとなりました。関係する設備の告示((表3)の④～⑦)は平成18年(2006)5月30日付けになってしまいましたが、これらと合わせて、平成19年(2007)4月1日の同省令の施行日に間に合わせる事ができました。

特定共同住宅等にかかるこれら一連の省令と告示は、220号通知の内容を消令第29条の4の規定に沿って規定し直したのですが、消令第29条の4が、「通常用いられる消防用設備等」に代えて「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができる、という規定ぶりになっているため、建築構造等にかかる条件を示すことが難しく、結果的にかなりわかりにくいものとなってしまったことは残念です。

(続く)



# 令和6年度の検定業務を振り返って

警 報 設 備 部  
消火・消防設備部

## はじめに

令和5年度における検定業務の型式試験、型式変更試験の申請状況及び型式適合検定の申請状況は、以下のとおりとなりました。受託評価業務については、次号にてご紹介いたします。

### 1. 申請状況の概要

| 区 分    | 申請件数<br>又は個数 |
|--------|--------------|
| 型式試験   | 113          |
| 型式変更試験 | 10           |
| 型式適合検定 | 22,588,370   |

### 2. 検定業務

#### 2-1 型式試験・型式変更試験

##### (1) 消火器

- ・申請件数は9件で、前年度は10件でした。
- ・不合格は4件で、前年度は3件でした。

##### 不良内容

- ア 気密試験において、漏れを生じるもの（2件）
- イ 衝撃試験において、安全栓が脱離するもの（2件）

##### (2) 消火器用消火薬剤

- ・申請件数は3件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

### (3) 泡消火薬剤

- ・申請件数は6件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は3件で、前年度は0件でした。
  - ア 容量試験において、偏差を超えるもの（1件）
  - イ 粘度試験（使用温度範囲の下限）において、泡消火薬剤の性状が均質でないもの（1件）
  - ウ 発泡倍率試験において、規格の数値をはずれるもの（1件）

### (4) 感知器

- ・申請件数は48件で、前年度は33件でした。

#### 内訳

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 差動式スポット型感知器       | 8（4）件   |
| 定温式感知線型感知器        | 0（1）件   |
| 定温式スポット型感知器       | 16（6）件  |
| 熱アナログ式スポット型感知器    | 3（1）件   |
| 光電式スポット型感知器       | 10（14）件 |
| 光電アナログ式スポット型感知器   | 4（4）件   |
| 光電式分離型感知器         | 4（0）件   |
| 光電アナログ式分離型感知器     | 0（1）件   |
| 光電アナログ式分布型感知器     | 0（2）件   |
| 赤外線式スポット型感知器      | 1（0）件   |
| 紫外線赤外線併用式スポット型感知器 | 2（0）件   |
| 合 計               | 48（33）件 |

※（ ）内は、前年度の申請件数

- ・不合格は6件で、前年度は1件でした。

#### 不良内容

- ア 防水試験後、初めから火災信号が発信状態のもの（1件）
- イ 腐食試験後、監視状態にならないもの（2件）
- ウ 周囲温度試験において、煙の濃度に対応した火災情報信号を発信しないもの（2件）
- エ 再用性試験後、構造に異常を生じるもの（1件）

#### (5) 発信機

- ・申請件数は4件で、前年度は5件でした。

内訳

|         |           |
|---------|-----------|
| P型1級発信機 | 4 ( 4 ) 件 |
| P型2級発信機 | 0 ( 1 ) 件 |
| 合 計     | 4 ( 5 ) 件 |

※ ( ) 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様0件でした。

#### (6) 中継器

- ・申請件数は11件で、前年度は9件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は0件でした。

不良内容

衝撃電圧試験後の機能試験において、監視状態にならないもの ( 1 件 )

#### (7) 受信機

- ・申請件数は15件で、前年度は14件でした。

内訳

|           |             |
|-----------|-------------|
| P型1級受信機   | 4 ( 2 ) 件   |
| P型2級受信機   | 2 ( 2 ) 件   |
| R型受信機     | 2 ( 2 ) 件   |
| G型受信機     | 1 ( 1 ) 件   |
| G P型1級受信機 | 2 ( 2 ) 件   |
| G P型3級受信機 | 2 ( 3 ) 件   |
| G R型受信機   | 2 ( 2 ) 件   |
| 合 計       | 15 ( 14 ) 件 |

※ ( ) 内は、前年度の申請件数

- ・不合格は前年度と同様0件でした。

#### (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請件数は8件で、前年度は5件でした。
- ・不合格は3件で、前年度は2件でした。

## 不良内容

構造において、ヘッドの各部にかかる荷重の再調整ができない措置を講じていないもの（3件）

### (9) 流水検知装置

- ・申請件数は12件で、前年度は5件でした。
- ・不合格は2件で、前年度は1件でした。

## 不良内容

ア 機能試験において、附属装置が作動しないもの（1件）

イ 圧力調整機能試験において、使用流量範囲内の流水量で流水を行った場合、二次側の圧力が調整圧力範囲内でないもの（1件）

### (10) 一斉開放弁

- ・申請件数は1件で、前年度は0件でした。
- ・不合格は前年度と同様0件でした。

### (11) 金属製避難はしご

- ・申請件数は3件で、前年度は2件でした。
- ・不合格は1件で、前年度は0件でした。

## 不良内容

繰返し試験において、つり下げ金具に機能を全く果たさない著しい破損のあるもの（1件）

### (12) 緩降機

- ・申請件数は前年度と同様0件でした。

### (13) 住宅用防災警報器

- ・申請件数は3件で、前年度は6件でした。

## 内訳

|             |       |
|-------------|-------|
| 定温式住宅用防災警報器 | 1（4）件 |
| 光電式住宅用防災警報器 | 2（2）件 |
| 合 計         | 3（6）件 |

※（ ）内は前年度の申請件数

- ・不合格は前年度同様0件でした。

## 2-2 型式適合検定

### (1) 消火器

- ・申請個数は5,986,944個で、前年度の5,942,646個に対し0.8%増加しました。
- ・不合格は3件1,644個でした。

不良内容

- ア 耐圧試験において、材料きずからの漏れがあるもの（1件）
- イ 総質量試験において、総質量の表示と実測質量の差が許容範囲を外れるもの（1件）
- ウ 表示検査において、使用に際し、機器等の機能に支障を生じるおそれのある誤りがあるもの（1件）

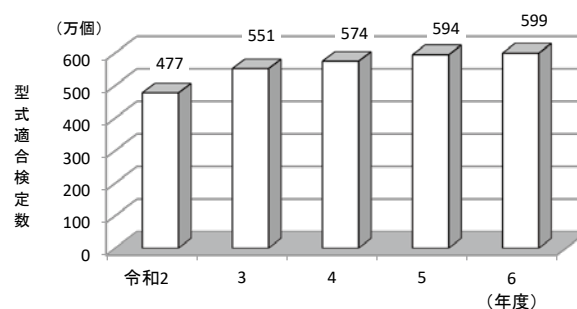


図-1 消火器の型式適合検定数の推移

### (2) 消火器用消火薬剤

- ・申請個数は58,756個で、前年度の87,290個に対し32.7%減少しました。
- ・不合格はなかった。

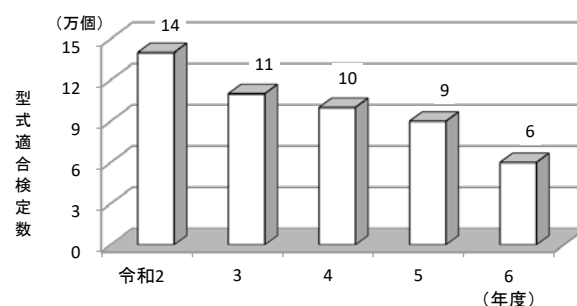


図-2 消火器用消火薬剤の型式適合検定数の推移

### (3) 泡消火薬剤

- ・申請個数は1,931,660個で、前年度の1,621,800個に対し19.1%増加しました。
- ・不合格は1件16,400個でした。

#### 不良内容

泡水溶液の沈殿量試験において、沈殿物以外の生成物が80メッシュ金網に残るもの（1件）

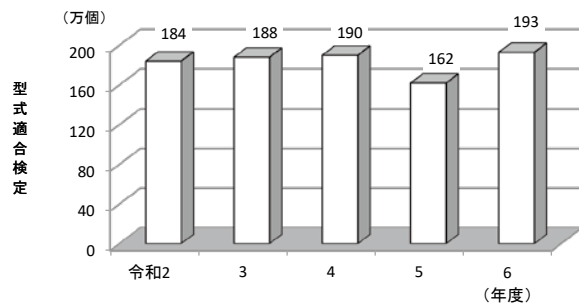


図-3 泡消火薬剤の型式適合検定数の推移

### (4) 感知器

- ・申請個数は6,573,124個で、前年度の6,787,626個に対し3.2%減少しました。
- ・不合格は3件401個でした。

#### 不良内容

ア 外光試験において、作動するもの（1件）

イ 構造において、火報機能に影響のある部品取付等重不良があるもの（1件）

ウ 不作動試験において、作動するもの（1件）

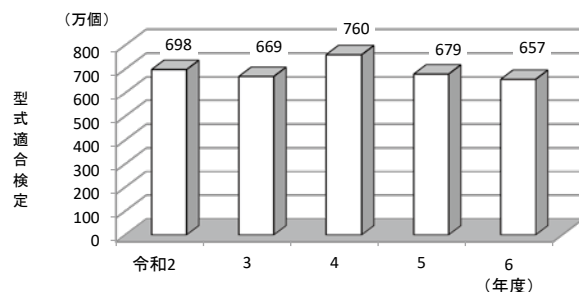


図-4 感知器の型式適合検定数の推移

### (5) 発信機

- ・申請個数は295,247個で、前年度の302,558個に対し2.4%減少しました。
- ・不合格はなかった。

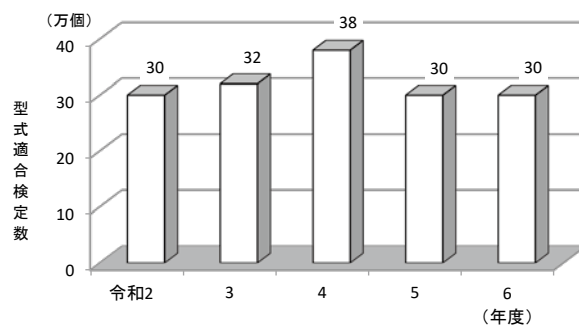


図-5 発信機の型式適合検定数の推移

## (6) 中継器

- ・申請個数は507,246個で、前年度の512,035個に対し0.9%減少しました。
- ・不合格はなかった。

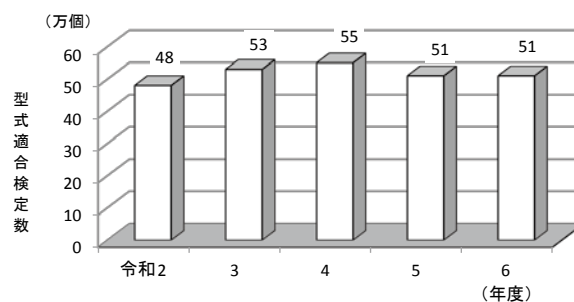


図-6 中継器の型式適合検定数の推移

## (7) 受信機

- ・申請個数は586,971個で、前年度の535,821個に対し9.5%増加しました。
- ・不合格はなかった。

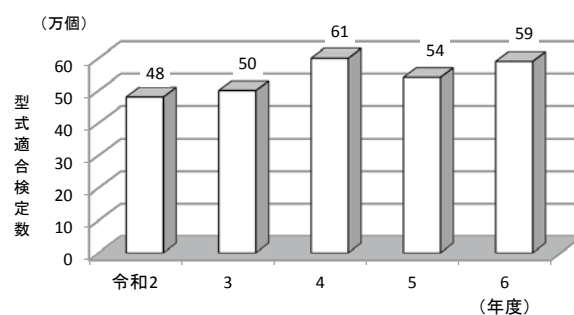


図-7 受信機の型式適合検定数の推移

## (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッド

- ・申請個数は1,339,158個で、前年度の3,632,533個に対し63.1%減少しました。
- ・不合格はなかった。

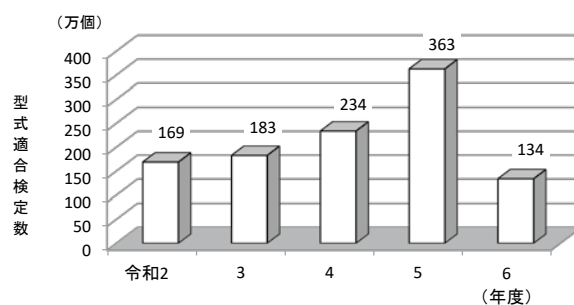


図-8 閉鎖型スプリンクラーヘッドの型式適合検定数の推移

### (9) 流水検知装置

- ・申請個数は21,568個で、前年度の31,431個に対し31.4%減少しました。
- ・不合格はなかった。

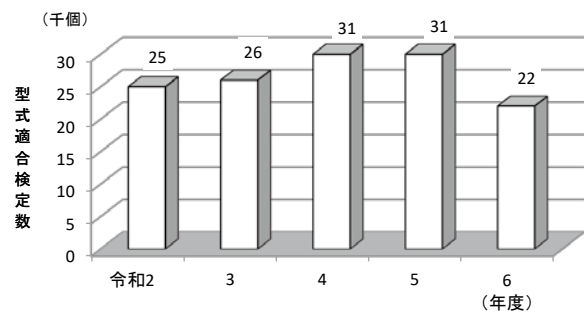


図-9 流水検知装置の型式適合検定数の推移

### (10) 一斉開放弁

- ・申請個数は38,647個で、前年度の27,099個に対し42.6%増加しました。
- ・不合格はなかった。

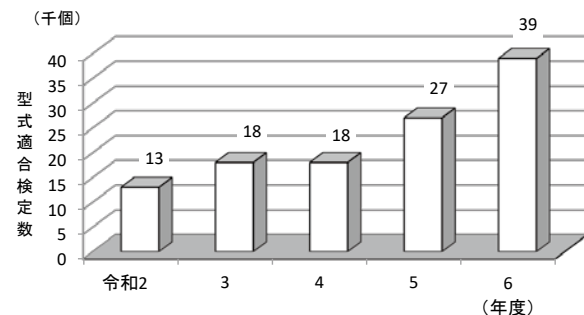


図-10 一斉開放弁の型式適合検定数の推移

### (11) 金属製避難はしご

- ・申請個数は160,940個で、前年度の162,172個に対し0.8%減少した。
- ・不合格は2件560個でした。

不良内容

繰り返し試験において、伸展しないものの(2件)

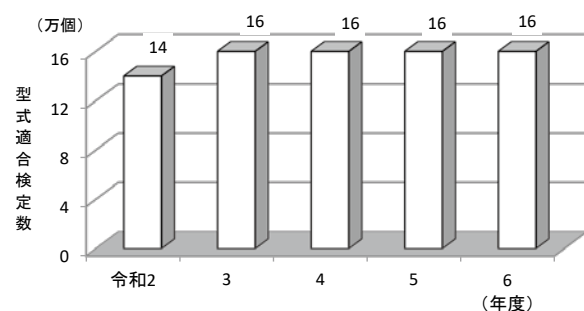


図-11 金属製避難はしごの型式適合検定数の推移

## (12) 緩降機

- ・申請個数は6,343個で、前年度の6,265個に対し1.2%増加した。
- ・不合格はなかった。

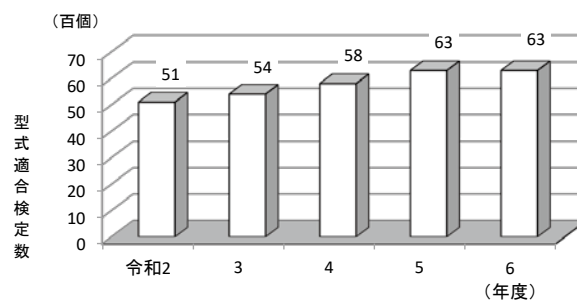


図-12 緩降機の型式適合検定数の推移

## (13) 住宅用防災警報器

- ・申請個数は5,081,766個で、前年度の4,970,376個に対し2.2%増加した。
- ・不合格はなかった。

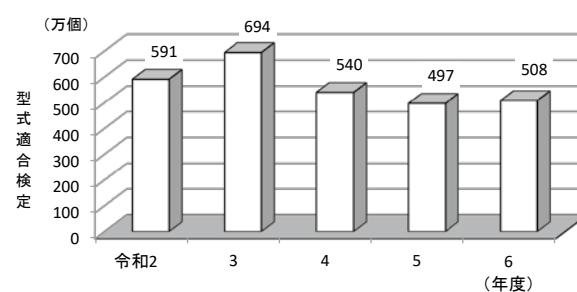
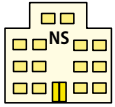


図-13 住宅用防災警報器の型式適合検定数の推移



## 第66回消防機器業務懇談会の概要①

### 総務部庶務課

令和7年4月23日（水）明治記念館にて第66回消防機器業務懇談会が開催されました。令和5年より一部規模を縮小して実施しておりましたが、令和7年度については、感染症流行前と同様の規模に戻し開催しております。一般社団法人全国消防機器協会傘下の工業会及び日本消防検定協会が、当面の課題等について懇談を行いました。懇談会の概要を6月号と7月号の2号に渡りご紹介させていただきます。

#### 「第66回消防機器業務懇談会の概要」

1. 日 時 令和7年4月23日（水）14：30～17：15

2. 場 所 明治記念館「曙」

#### 3. 出席団体

一般社団法人 全国消防機器協会  
一般社団法人 日本消火器工業会  
一般社団法人 日本消防ポンプ協会  
一般社団法人 全国避難設備工業会  
一般社団法人 全国消防機器販売業協会  
一般社団法人 日本消防標識工業会  
ガス警報器工業会

一般社団法人 日本火災報知機工業会  
一般社団法人 日本消火装置工業会  
一般社団法人 日本消防放水器具工業会  
一般社団法人 日本消防ホース工業会  
公益財団法人 日本防災協会  
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会  
一般社団法人 インターホン工業会

#### 【資料のみ提供】

一般社団法人 日本消防服装・装備協会  
一般社団法人 全国設備業DX推進会

一般社団法人 日本照明工業会



市橋理事長挨拶



金森会長挨拶

#### 4. 概要

##### (1) 開会の挨拶

日本消防検定協会 理事長 市橋 保彦  
一般社団法人 全国消防機器協会 会長 金森 賢治

##### (2) 令和7年度主要業務重点事項説明

総務部長より、令和7年度の主要業務に係る重点事項について概要説明がなされた。

重点事項は大きく分けて次の3点が挙げられる。

##### ア 試験・検査業務の信頼性の確保

###### ○ 業務の適正な実施体制の確保、充実

コンプライアンス及び厳正かつ公正な業務の実施体制の確保充実に努め、不正行為等に対して厳正かつ迅速に対処する。

また、各種感染症及び地震等災害に伴う業務への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画を確実に推進するとともに、手続業務等のデジタル化、情報セキュリティへの対応を進める。

###### ○ 試験品質・検査品質の確保、維持、向上

国際規格ISO/IEC17025試験品質システムの適合認定試験所として、試験品質の維持・向上及び職員の試験技術の向上に努め、信頼性の高い試験データの確保・提供を行う。さらに、検定業務等について、関係工業会との意見交換を継続し、業務の改善、効率化に努める。

検定協会だより 令和7年6月

- 職員の教育研修の充実

コンプライアンス、品質管理等の審査等に関する内部研修、外部研修及び各種会議を充実させ、知識及び技術力の向上を図り、検定等に関する技術の伝承と人材の育成に努める。

- 法令遵守の徹底

消防用機械器具等の受検者等に対し、検定制度の主旨や適正な手続きの徹底、型式試験や型式適合検定等受検品の規格適合性に係る注意喚起を継続して実施する。

- 業務実施基盤の維持・強化

日本消防検定協会試験施設等整備計画（長期計画）に基づき、中央試験場の建替え工事が完了したため、旧中央試験場の解体工事に向けた準備を進める。

さらに、現有する試験施設・設備関係の更新を行う事により、試験の精度の確保に努める。

また、業務実施基盤の確保を図るため、近年の人件費や物件費の上昇等を踏まえ、検定手数料及び受託評価手数料の見直しを進める。

## イ 消防用機械器具等の調査、普及等

- 消防用機械器具等の性能機能に関する調査

設置後10年を経過した住宅用防災警報器の設置状況等に関する調査や経年使用された検定対象機械器具等に関する調査を実施する。

- 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

リチウムイオン電池の貯蔵施設に係る新たな消火設備、有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤等への対応など環境課題や消防用機械器具等に関する技術革新の進展への対応について、消防庁、関係機関及び関係団体と協力し、課題の検討、解決に向けた対応を進める。

- 住宅防火対策の普及対応

関係機関と連携し、住宅用消火器、住宅用防災警報器の設置推進及び適正な維持管理に関する情報を発信し、住宅防火対策の推進に寄与する。

- ISO/TC21への対応

ISO/TC21協議会を支援するとともに関係機関と連携し、ISO規格案の検討等に適切な対応を図る。

- AFIC活動への参加

アジア地域の消防関係の試験検査機関と連携を図り、情報収集に努める。

○ 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

関係機関と連携し、ベトナム国等アジア諸国をはじめとする新興国に対して日本規格及び日本製品の浸透の取り組みを進める。

ウ 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

○ 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

当協会ホームページや機関誌等により各種情報の発信を行う。

また、消防機関に対しては、予防技術講習会を開催して消防用機械器具等の技術情報を提供や意見交換等に努める。

○ 広報の充実

防災展への出展や一般公開をとおして、一般の方々などに情報提供を行う。さらに、ホームページの動画コンテンツ及び検定時報の電子化により充実を図る。

エ 型式試験・型式適合検定の申請状況の比較

協会の収入に大きな割合を占める型式適合検定の申請数は、令和5年度と比べて8.3%減少、また型式適合評価等の申請数は1.3%減少した。

(3) 工業会からの意見、情報提供等

ア 一般社団法人全国消防機器協会 金森会長

○ 消防機器等に関する情報提供業務

日本消防検定協会からの業務委託による情報提供業務を平成24年度から継続的に実施している。令和7年度の事業内容は、次のとおりである。

- ① 研修会 会員団体企業の社員等を対象に東京及び大阪において11月に開催予定
- ② 予防技術講習会 消防機関の職員を対象に東京及び大阪において7月に開催予定
- ③ 自主表示届出一覧表（令和7年7月版）の作成予定
- ④ 消防法令改正関係資料（令和7年7月版）の作成予定
- ⑤ その他情報の提供

○ 社会貢献に関する事業

令和7年度住警器等配付モデル事業実施地区の募集を4月及び5月の2か月間において行う。申請された地区から20地区を選定し、各地区に住警器100個、住宅用消火器25本及び防災毛布25枚を9月に行われる住宅防火・防災キャンペーン（9月1日から9月21日まで）に合わせて贈呈する。また、1地区において、住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会を実施する予定。

今年度より訓練用屋内消火栓配付モデル事業を実施する予定。消火栓5台の配付を消防本部対象に行い、1消防本部あたり原則として、1台を贈呈する予定。また、1消防本部において贈呈式を実施する予定（令和8年2月）。

令和7年岩手県大船渡市の林野火災における被災者を救援するため、災害義援金を贈る予定。

○ 消防機器業という名称の普及推進に関する事業

「消防機器業」とは、全国消防機器協会傘下会員団体・企業が行っている消防機器の製造、工事、販売及び保守に係る業務の総称としている。当機器協会傘下会員団体・企業は、自主的な取り組みとして、継続的に、消防機器業の名称の普及に努める。また、当機器協会ホームページに「消防機器業」のコーナーを設置し、情報提供を行う。

○ 消防機器の海外展開に関する事業

消防庁が行う消防機器の海外展開に係る政策等に協力するとともに、会員団体・企業の行う海外展開に関する事業を支援し、日本の消防機器の海外展開を積極的に行う。また、消防機器海外展開支援センター（令和2年4月設置）の会員は、特別会員9社及び正会員15社の計24社となっている。特に、ベトナム国に対し日越消防分野における協力覚書に基づき、火災予防技術研修に対する支援、ホーチミン市において8月開催予定の消防防災展に出展企業を取りまとめ「JAPAN FIRE PAVILION」として出展する予定。また、ベトナム消防救助協会（VFRA）と締結した協力協定に基づき、相互の業務推進に協力する。また、機器協会ホームページにおける「日本の消防機器」を紹介するコーナーにおいて、国内外に情報提供を行う。

イ 一般社団法人日本火災報知機工業会 伊藤会長

○ 次世代技術等の開発に関する調査研究と関係行政機関への提言について

次世代技術の開発、環境配慮型の製品開発の調査研究を進め、自動火災報知設備の品質の向上を図るとともに、調査研究の結果等を積極的に関係行政機関

に発信して連携を図り、新たな技術導入を踏まえた法令等の改正の一助となるよう努める。

○ 自動火災報知設備の設置・普及及び保守点検の推進について

① 工事基準書ハンドブックの改訂

施工現場で利便性の高い「工事基準書ハンドブック」を令和7年度から2か年計画で改訂し、自動火災報知設備の適正な設置を促進する。

② 光警報装置及びピクトグラムの普及啓発

光警報装置の認知度向上を目的とした動画をホームページに掲載する。  
また、光警報装置のピクトグラムの普及を促進する。

③ 点検実務マニュアルの改訂

最新の情報も加え、さらに分かりやすいマニュアルとするため、令和7年度から3か年計画で改訂する。

○ 住宅用火災警報器の設置・維持・交換促進について

① 「住宅用火災警報器の実態調査」を実施

住宅用火災警報器の設置・維持・交換の実態を把握し、新たな広報を展開していくことを目的に、3年ぶりに調査を実施する。

② マスコットキャラクターを活用しての本体交換・点検の啓発

当工業会のマスコットキャラクター「とりカエル」及び「とりカエルJr.」を活用して子供から高齢者まで幅広い方々に親しまれる広報を展開する。

・マスコットキャラクターによる点検啓発マンガを制作してホームページ内に掲載

・点検・交換を促進するための新たな動画を作成し、YouTubeでの配信

③ 広報資料の無償提供とイベント情報の配信

・広報グッズやHP掲載のチラシ等の無償提供事業を来年度も引き続き継続し、消防本部等から要望があった場合は、必要部数無償提供する。また、全国での消防本部や女性防火クラブ等のイベントに参加要請によって説明員を派遣し、交換や点検の促進を広報する。

・当会の広報グッズ、チラシ等を活用いただく全国各地でのイベントに、告知やその模様など、X（旧Twitter）で積極的に配信し、広報活動につなげる。

○ 当工業会のホームページの見直しについて

実務者や一般の皆さんが入りやすく分かりやすいホームページのリニューアルを進め、内容も充実させる。

ウ 一般社団法人日本消火器工業会 初田会長

○ 有機フッ素含有消火器の適正廃棄処理等に関する取組み

泡消火薬剤及び強化液（中性）消火器の必須原材料である有機フッ素化合物が廃棄物処理法の規制に指定され、PFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項が決まったことから、適正処理の取り組みを実施する。また、令和6年7月5日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、「PFOAの分枝異性体又はその塩」及び「PFOA関連物質」が第一種特定化学物質に追加指定された。環境規制に適合する消火薬剤の開発と、技術基準等の見直しを含め調査研究を進める。

○ 令和7年度住警器等配付モデル事業への参画

全国消防機器協会「社会貢献委員会」が実施する全国の高齢者世帯に対し配布する事業に参画し、全国20地区を選定し、一地区当たり住宅用消火器25本合計500本を配布する。

これは、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び、住警器・消火器・防災品の普及促進を行うことを目的とするものである。

○ 住宅防火のための住宅用消火器普及に関する取り組み

社会貢献事業を通じて住宅用消火器を20地区に配布し、令和6年までに8,000本を贈呈してきた。しかしながらこの2年は住宅火災が増加傾向にあり、高齢者の死亡者数も増加してきている。そうした中で当工業会としては、一般の方への消火器の初期消火に対する有効性と操作性を知っていただくための広報に努め、住宅用消火器の普及に努める。

○ 廃消火器リサイクルシステムの運用と啓発活動

2010年1月廃消火器リサイクルシステム運用開始以来、14年を経過し、2024年12月には、回収本数6,140万本を超えた。生産に対する回収率は76%（2024）を確保し、リサイクルでの再資源化率は90%確保を継続する。遡及対象別の広報媒体（新聞、HP、Web広告、リサイクルレポートなど）の充実を図り、具体的な周知・啓発活動を推進する。

○ 災害廃棄物消火器への迅速な対応について

今後増えるであろう地震、風水害によって発生する災害廃棄物消火器に対する迅速な対応をするための取り組みを実施する。

エ 一般社団法人日本消火装置工業会 深田副会長

- 消火設備の制度及び技術の調査、研究、情報収集並びに啓発に関する事項
  - ① ISO規格策定作業への参加
    - ・国内審議及び国際会議（シンガポール等）への代表派遣
  - ② ハロンの適切な管理のための自主行動計画のフォローアップ及び評価の実施
  - ③ 駐車場に設置されている泡消火薬剤の市中在庫量調査の継続
    - ・たん白泡、合成界面活性剤泡、水成膜泡などの泡消火薬剤
  - ④ PFOS・PFOA等の有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤を用いた泡消火設備の検討の継続
- 消火設備の宣伝普及に関する事項
  - ① ホームページによる消火設備関連の情報提供及び解説の実施
  - ② 容器弁の安全性点検関連及び二酸化炭素消火設備の安全対策等の啓発活動
  - ③ PFOS・PFOA・PFHxS及びPFOA関連物質含有泡消火薬剤関連の啓発活動
  - ④ 泡消火設備の点検基準・点検要領の改正に関する啓発活動
- 機関誌、パンフレット及び図書の刊行に関する事項
  - ① 工業会ニュースの発行及び工業会統一様式のラベル、シール等の刊行
  - ② 各消火設備設計・工事基準書の刊行
    - ・「不活性ガス消火設備設計・工事基準書（第3版）」の改訂、刊行
    - ・「ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書（第3版）」の改訂
    - ・「スプリンクラー設備設計・工事基準書（第4版）」、及び「泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書（第2版）」の改訂
- 研究会、講演会、懇談会、講習会、展示会等に関する事項
  - ① 住宅防火対策推進協議会の国際福祉機器展への出展協力及び住宅防火防災推進シンポジウムへの参加
  - ② 「講師会」の開催及び講師会登録講師の消防設備士講習、保守業務従事者実技講習、点検資格者講習等への講師派遣
- 関係官公庁、その他関係機関との連絡並びに協力に関する事項
  - ① 法令等の制定、改廃、運用等に関する答申並びに意見の具申
  - ② 法令、運用通知、行政指導等の周知徹底
  - ③ 外部委員会等への委員の派遣

オ 一般社団法人日本消防ポンプ協会 中島会長

○ 消防車両の安定供給のために

消防車両に用いるシャシについては、コロナ禍、半導体不足などが重なり、消防車両を生産ができない状況が続いている。これらの原因は概ね解消されているが、シャシの生産が供給に追いついていないのが現状である。

また、シャシにおける燃費基準、各種安全装置などの法規制への対応がシャシの供給体制に大きく影響を与えていることに加え、艤装の複雑化、発注時期の集中、働き方改革による労働時間の減少などにより、納期は長期化する傾向にある。

消防庁からは、平成31年に「消防車両の調達における早期発注及び適切な納期の設定について」を発出され、消防機関においては、徐々にご理解をいただいている。

日本消防ポンプ協会では、働き方改革の観点からも、契約時期の分散化、適切な納期の設定を提唱し、引き続き、より高品質な製品をお納めできるよう努める。

○ 可搬消防ポンプの補用部品終了の周知について

消防団で保有いただいている可搬消防ポンプは、令和4年4月時点で、48,913台あり、そのうち7,215台（14.8%）について当協会が調査したところ、1,606台（調査台数の22.3%）において既に補用部品の供給が終了している可搬消防ポンプであるとの結果が得られた。

これは、全国の消防団が保有する可搬消防ポンプの5分の1から4分の1が、故障した場合に交換部品がないこととなる。

日本消防ポンプ協会では、有事の際に可搬消防ポンプを有効にご使用いただけるよう、補用部品の終了時期について広く周知すると共に、点検整備、更新に向けた活動を促進していく。

カ 一般社団法人日本消防放水器具工業会 森田会長

○ 保形ホース耐圧試験のホース工業会推奨について

公益財団法人日本消防設備安全センターの「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会（保形ホース）」では、保形ホースの経年劣化対策をとりまとめ、今後ホース工業会が自主基準として整備をしていく。（消防庁報告済み）検討項目としては以下のとおりとなる。

- ① 保形ホース推奨使用期限を製造後20年とする方向での検討
- ② 外観だけでは確認が難しいこともあり、20年を経過したものは自主的に耐圧性能を確認するための方法の詳細の検討
- ③ 実際に現場で耐圧試験を行うとなるとホースの装着部の認定がないものを耐圧することになるためエアをかけた時に、金具が離脱しない工夫の検討
- ④ 試験方法確立後、検査キットなどの仕様（性能、構造等）の検討
- ⑤ 試験方法の検討後には、点検の推進のための広報が重要であり、その手法についての検討。検討に当たっては、日本消防ホース工業会と連携して実施
- 消防庁、日本消防検定協会との連携協力
  - 大量送水用結合金具については、特例で型式が認められているが、規格省令において性能規定化するべく調整を行う。今後も関係機関と連携を密にし、消防用設備の安全普及に取り組んでいく。
- 社会貢献を行うための新規事業の実施
  - 令和7年度から全国消防機器協会「社会貢献委員会」に参画し、住宅及び災害時要援護者を含む不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による死者を低減させ、火災拡大を防止する観点から、自衛消防組織への消火訓練等に関して支援体制ができる環境が整っている消防本部を対象に、自衛消防組織の初期消火対応の向上に資する訓練用屋内消火栓（以下「消火栓」という。）を贈呈する事業を行う。
    - 令和7年度は5消防本部に対して5台の消火栓を提供する予定。
- 今後の日本消防放水器具工業会
  - 工業会会員は、特殊な業界であるため、減少はあっても増加させることは困難な状況である。しかしながら数少ない消防用結合金具・消火栓器具等製造業界として、会員に対し情報提供、意見交換を行い、会員企業の発展に寄与する。
    - 令和7年度から情報発信の重要なツールである当工業会のホームページを全面リニューアルする。

キ 一般社団法人全国避難設備工業会 菊池会長

- 学識経験者を交えた木造防火対象物における避難器具の施工方法に関する研究
  - 学識経験者を交えて、木造建築物における避難器具の設置方法に係るガイドラインを作成する。

○ 避難器具製造に関する技術の向上、新素材の研究

昨年度に引き続き、避難器具（特に避難器具用ハッチ）に使用可能な新素材の研究を行い、実使用に適うか確認したうえで適うようであれば告示基準の改定等を視野に入れる。

○ 避難器具の適切な使用法を主とする啓蒙活動

取扱説明動画のリニューアルと各方面への配布及び避難器具設置関係先に対する避難器具の適切な設置、使用、維持管理に関するリーフレット等の新規作成と配布、点検要領の研究を行う。

○ 新発想による避難器具の開発のサポート

養護施設等の高齢者及び要介護者等を対象にした新しい発想の器具開発に関する連携を行う。

○ 周年事業の準備

工業会の歴史等の資料及び情報収集を行う。

ク 一般社団法人日本消防ホース工業会 中村会長

○ 保形ホース経年劣化試験結果

① 令和5年度より保形ホース経年劣化試験を30年経過相当まで実施し、結果について、日本消防設備安全センターの「保形ホースの点検方法等専門部会」で協議した。

② 「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会（保形ホース）」では、保形ホースの経年劣化対策をとりまとめ、結果を消防庁への報告、および今後工業会が自主基準として整備をしていく。

○ 保形ホース耐圧試験のホース工業会推奨

① 保形ホース推奨使用期限を製造後20年とする方向で検討する。

② 外観だけでは確認が難しいこともあり、20年を経過したものは自主的に耐圧性能を確認するための方法の詳細を検討する。

③ 耐圧性能を確認する方法として、エアーを用いるなど適切かつ安全に耐圧性能が確認できる方法を検討する。

④ 日本消防放水器具工業会と共同で具体的な検討にあたる。

⑤ 工業会の取りまとめた自主基準を積極的に活用する。

○ 大口径ホース本則化

現在、特例基準で対応している大量送水用ホースの本則化を進める。日本消

防検定協会の「放水器具規格研究専門部会」に日本消防放水器具工業会と共に参画し、協議する。

○ 日本消防検定協会との業務改善

日本消防検定協会の型式適合評価等の業務に関する課題を、日本消防検定協会と協議し、優先順序を決め改善等対応を進める。

○ 情報発信

① 2015年に小冊子「消防用ホースの使用にあたって（第四版）」を刊行してから年数が経過しているため、ホームページ上に随時改訂版を掲載する。

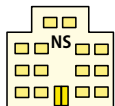
② その上で、大口径ホースの本則対応が整った時期に合わせて、新たに小冊子「消防用ホースの使用にあたって（第五版）」の刊行を検討する。

③ 日本製の消防用ホースの耐久性、安全性が優れている点をアピールし、ホームページ等を活用して有益な情報を提供していく。



懇談風景

続きは、来月7月号でご紹介させていただきます。



## 令和7年度 予防技術講習会の開催について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会では、主に予防業務に従事されている消防職員の皆様などを対象に、予防技術に関する最新の情報等をご提供することを目的とし、下記のとおり東京と大阪の2会場で予防技術講習会を開催いたします。

講習会では、総務省消防庁予防課から講師をお迎えし、予防行政の動向についてご講演いただく予定です。

受講料は無料です。是非、ご参加ください。

申し込み方法等の詳細については、協賛の一般社団法人全国消防機器協会のホームページ（<https://www.nfes.or.jp>）をご覧ください。

### 記

|      |                                  |                                                                         |
|------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 東京会場 | 令和7年7月18日（金）<br>13時30分から17時00分まで | アルカディア市ヶ谷 富士の間（3階）<br>（東京都千代田区九段北4-2-25）                                |
| 大阪会場 | 令和7年7月11日（金）<br>13時30分から17時00分まで | TKPガーデンシティ PREMIUM心斎橋<br>バンケット3A（3階）<br>（大阪府大阪市中央区南船場4-3-2<br>ゼント心斎橋ビル） |

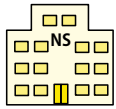


東京会場



大阪会場

### 前回の講習会状況



## 散水試験室の新設について

警報設備部 感知設備課

### はじめに

令和6年10月に新中央試験場での業務が開始され、旧中央試験場で使用していた試験機や測定設備について順次移設作業を行ってきたところです。この度、それらの移設作業に合わせて散水試験室を新設し、新中央試験場で散水試験が実施できるように整備しましたのでご紹介させていただきます。



### 1 散水試験とは

屋外型や道路型の炎感知器、屋外型の発信機等については、規格省令において散水試験が規定されています。これらの種別については屋外に設置することが想定されるため、雨にさらされても内部に水がたまることなく、機能にも異常があってはなりません。

参考（「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」より抜粋）  
（散水試験）

第二十一条の三 屋外型又は道路型の炎感知器（防水型のものを除く。）は、通常の使用状態となるように取り付けたものに、清水を三ミリメートル毎分の割合で前上方角度四十五度の方向から一様に六十分間雨状で吹き付けた場合、内部に水がたまらず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

（散水試験）

第三十八条 屋外型の発信機は、通常の使用状態となるよう取り付けたものに、清水を三ミリメートル毎分の割合で前上方角度四十五度の方向から一様に六十分間雨状で吹き付けた場合、内部に水がたまらず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

### 2 散水試験室の使用について

散水試験では、一定量の水を安定して散水できるように試験室には工夫が施されています。また、更新後も従来の操作性を損なうことがないように留意しながら散水試験室を整備しました。

検定協会だより 令和7年6月

### (1) 圧力ポンプ



圧力ポンプを設置することで水道圧よりも高い圧力を維持した状態で、散水ヘッド側へ水を送り出します。

### (2) 減圧弁



ポンプから供給される水を減圧弁により一定の圧力まで減圧し、安定化させることで、散水ヘッドから規格どおりの水量を確保できるようにしています。

### (3) 水量調整バルブ



水量調整用のバルブにより、3つある散水ヘッドを個別に細かい水量が調整できるようにしています。

#### (4) ホース部



ポンプ側と散水ヘッド側とを接続するホース部分は、カプラにより着脱可能な構造になっており、試験を実施しない間は管内に水が残らない様に工夫しています。

#### (5) 散水ヘッド

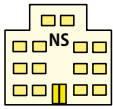


散水ヘッドは、それぞれ角度が調整できるようになっており、様々な形状や高さの型式試験料に対応できるようにしています。

#### (6) 試験室内



試験室内の広さは、従前の試験室と同等の面積を確保することで試験が行いやすい環境にしています。



# 低高温室の新設について

警報設備部 報知設備課

## はじめに

中央試験場の移転にあわせて、低高温室の更新を行いましたのでご紹介いたします。低高温室は「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日 自治省令第17号）」、「受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日 自治省令第19号）」等に規定されている“周囲温度試験”を行うための設備で、高温や低温の環境下においても感知器や受信機等が正常に動作することを確認する試験を行うときに用います。

## 1. 低高温室の概要

低高温室の主な仕様は下表のとおりです。

|        | 1号機                        | 2号機                                |
|--------|----------------------------|------------------------------------|
| 室内寸法   | 幅2950×高さ2500×奥行き4000mm     | 幅5050×高さ2500×奥行き2950mm             |
| 扉寸法    | 幅1400mm×高さ2100mm           | 幅1400mm×高さ2100mm                   |
| 観測窓寸法  | 幅1200mm×高さ1000mm           | 幅1200mm×高さ1000mm                   |
| 許容温度範囲 | -30℃～+80℃                  | -30℃～+80℃                          |
| 許容湿度範囲 | 20～95% rh                  | 20～95% rh                          |
| 温度変動幅  | ±0.25℃                     | ±0.25℃                             |
| 温度分布   | ±0.7℃                      | ±0.7℃                              |
| 湿度変動幅  | ±2.0%                      | ±2.0%                              |
| 湿度分布   | ±4.0%                      | ±4.0%                              |
| 冷媒     | R449A                      | R449A                              |
| 主な用途   | 光電式感知器の感度試験<br>差動式感知器の感度試験 | 定温式・熱アナログ式感知器の感度試験<br>受信機、中継器の機能試験 |

低高温室は試料の出し入れをすることなく試験を実施するために必要なスペースを有しており、1号機は幅2950×高さ2500×奥行き4000mm、2号機は幅5050×高さ2500×奥行き2950mmの空間を確保しております。



図1 周囲温度試験室全景（手前1号機、奥2号機）

また、低高温室の設置にあたりピットを掘ることで低高温室と床の段差をなくし、扉の大きさを幅1400mm×高さ2100mmとすることで大型機器の搬入を容易に行えるようにし、観測窓も幅1200mm×高さ1000mmと従来のものより大型化し、低高温室の中と外で連携して行う作業をより実施しやすい環境を整えました。



図2 搬入口



図3 観測窓

1号機の内部には光電式感知器に使用する煙試験機、差動式感知器に使用する階段上昇試験機、直線上昇試験機を、2号機の内部には定温式感知器に使用する熱試験機を設置しており、感知器や受信機等に求められる周囲温度環境下における感度試験等を実施します。



図4 1号機内部



図5 2号機内部

その他、煙試験機のための排煙ダクトや、周囲温度試験室の外部に設置する機器との接続に使用する配線孔の設置など、試験を実施する上で必要となる機能を設けました。



図6 煙試験機排煙ダクト

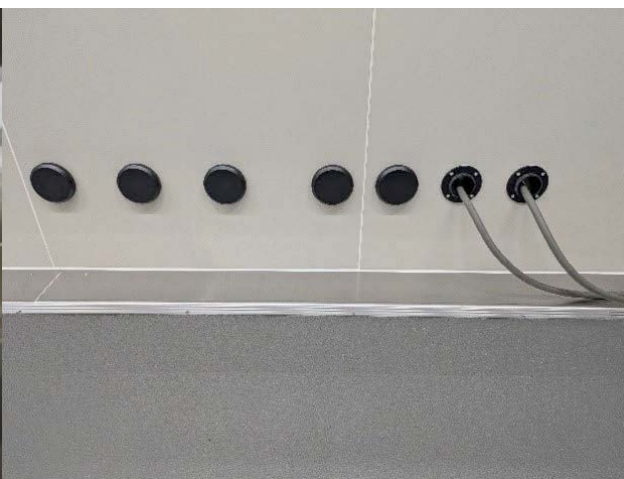


図7 外部配線孔

## 2. 操作

操作は前面に設けたタッチパネルで行い、プログラムを用いたパターン制御、タイマーを用いた動作設定などが可能となっています。

温度情報、湿度情報もグラフで表示することが可能となっており、ログデータも残るため試験の信頼性、トレーサビリティの確保に活用できます。



図8 タッチパネル

## 3. 温度制御

周囲温度試験は、試験対象を試験温度に12時間以上なじませてから実施する必要があるため、長時間温度が安定することが求められます。また、試験を実施する場所によって温度に差異が生じると試験結果に影響を与えるおそれがあります。

そのため、温度の変動幅、室内の温度分布について下記の仕様を定め、長時間の安定性、室内の均一性の確保を行っています。

- ・ 温度変動幅  $\pm 0.25^{\circ}\text{C}$
- ・ 湿度変動幅  $\pm 2\%$
- ・ 温度分布  $\pm 0.7^{\circ}\text{C}$
- ・ 湿度分布  $\pm 4\%$

温度や湿度の変動は装置モニター上でトレンドグラフとして監視することができ、急な変化など試験に影響を与える可能性のある事象を把握します。

## 装置モニター

### グラフ

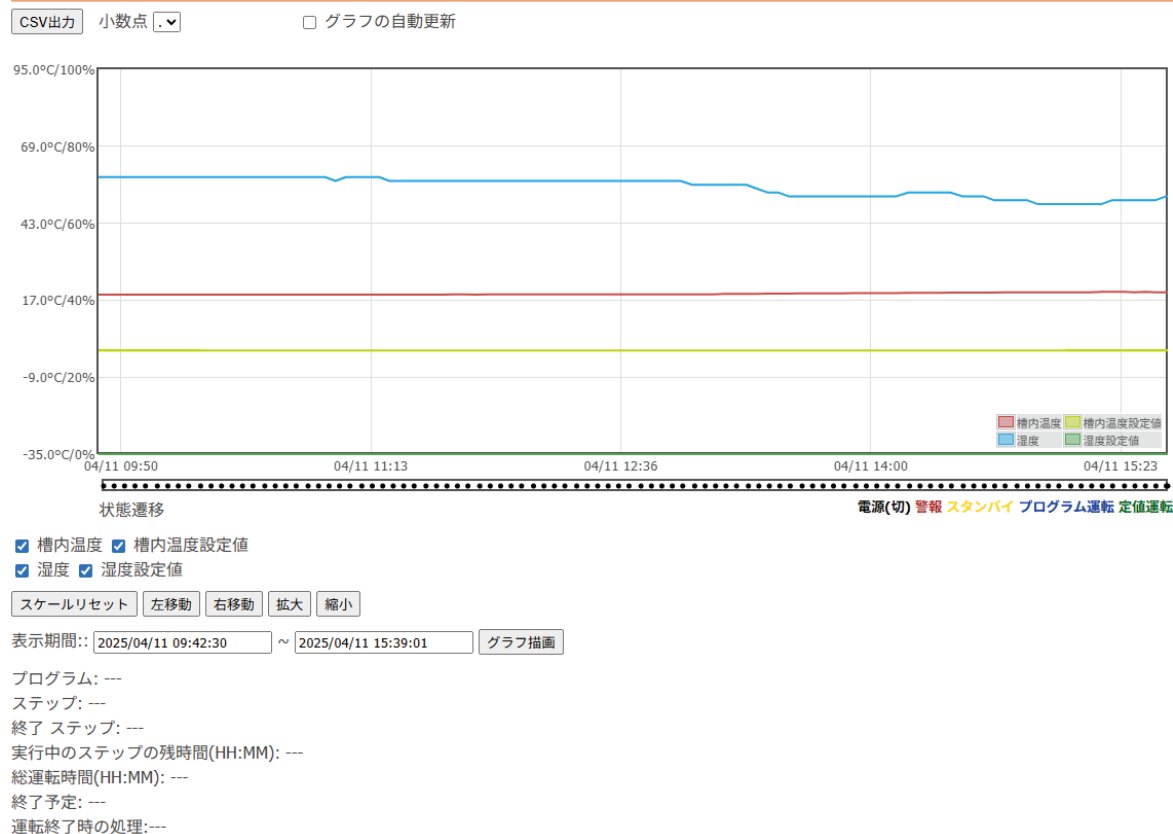


図9トレンドグラフの表示

また、冷媒は従来のものよりも地球温暖化への影響が低いR449Aを採用し、環境負荷の低減に寄与しています。

## 4. 安全対策

低高温室で異常が起きた際は機器が自動で停止し、執務室に設置したパトランプが作動することで作業者の安全を確保します。

パトランプは色と音声で1号機、2号機の異常を識別できるようにし、異常が起きた際に迅速に対応できるようにしました。



図10 警報用パトランプ（赤：1号機 緑：2号機）

## おわりに

今後も定期的な点検・校正や部品交換等の継続的な維持管理をとおして引き続き試験品質の確保を進めてまいります。

\*\*\*\*\* 訂正とお詫び \*\*\*\*\*

## 放水型ヘッド等スプリンクラー設備の評価結果概要 一部訂正のお知らせ

虎ノ門事務所

「検定協会だより」令和7年5月第533号の8Pに掲載された、型式適合評価依頼個数の表に一部誤りがありましたので、訂正して、お詫び申し上げます。

### 【正】

#### (2) 型式適合評価依頼個数

| 主要構成装置 |        | 月別 | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  |
|--------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 放水部    | 固定式ヘッド |    | 0   | 29  | 590 | 137 | 340 | 132 |
|        | 可動式ヘッド |    | 6   | 0   | 3   | 29  | 7   | 0   |
| 感知部    |        |    | 10  | 0   | 5   | 56  | 8   | 0   |
| 制御部    | 制御盤    |    | 13  | 5   | 0   | 11  | 7   | 10  |
|        | その他    |    | 351 | 102 | 311 | 218 | 26  | 135 |
| 手動操作部  |        |    | 22  | 8   | 4   | 22  | 7   | 20  |
| 受信部    |        |    | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   |

| 主要構成装置 |        | 月別 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  | 合計    |
|--------|--------|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-------|
| 放水部    | 固定式ヘッド |    | 208 | 189 | 0   | 71 | 15 | 404 | 2,115 |
|        | 可動式ヘッド |    | 11  | 0   | 3   | 1  | 2  | 0   | 62    |
| 感知部    |        |    | 17  | 0   | 3   | 2  | 2  | 0   | 103   |
| 制御部    | 制御盤    |    | 9   | 11  | 8   | 15 | 13 | 7   | 109   |
|        | その他    |    | 3   | 0   | 9   | 18 | 52 | 146 | 1,371 |
| 手動操作部  |        |    | 7   | 24  | 38  | 29 | 12 | 12  | 205   |
| 受信部    |        |    | 1   | 0   | 0   | 1  | 0  | 1   | 4     |

### 【誤】

#### (2) 型式適合評価依頼個数

| 主要構成装置 |        | 月別 | 4月  | 5月  | 6月    | 7月 | 8月  | 9月  |
|--------|--------|----|-----|-----|-------|----|-----|-----|
| 放水部    | 固定式ヘッド |    | 458 | 0   | 1,362 | 50 | 276 | 81  |
|        | 可動式ヘッド |    | 5   | 9   | 4     | 10 | 4   | 0   |
| 感知部    |        |    | 10  | 9   | 8     | 18 | 4   | 0   |
| 制御部    | 制御盤    |    | 10  | 8   | 13    | 6  | 16  | 12  |
|        | その他    |    | 292 | 173 | 50    | 40 | 251 | 256 |
| 手動操作部  |        |    | 16  | 13  | 16    | 19 | 35  | 17  |
| 受信部    |        |    | 0   | 0   | 0     | 0  | 1   | 0   |

| 主要構成装置 |        | 月別 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|--------|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 放水部    | 固定式ヘッド |    | 381 | 70  | 350 | 845 | 19  | 58  | 3,950 |
|        | 可動式ヘッド |    | 8   | 13  | 5   | 0   | 9   | 0   | 67    |
| 感知部    |        |    | 14  | 17  | 10  | 0   | 14  | 0   | 104   |
| 制御部    | 制御盤    |    | 2   | 10  | 14  | 15  | 9   | 2   | 117   |
|        | その他    |    | 24  | 36  | 28  | 9   | 103 | 240 | 1,502 |
| 手動操作部  |        |    | 8   | 15  | 13  | 40  | 16  | 3   | 211   |
| 受信部    |        |    | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2     |

検定協会だより 令和7年6月

## ■■■業界の動き■■■

### －会議等開催状況－

#### ◆（一社）日本火災報知機工業会◆

##### ○業務委員会 （令和7年5月8日）

- ・あり方検討小委員会について
- ・火災予防審議会について
- ・消防機関へ通報する火災報知設備の取り扱いについて
- ・火災予防審議会の諮問テーマ及び委員の委嘱について
- ・消防設備士サミット2025について
- ・地区別業務懇談会日程について
- ・委員長連絡会報告

##### ○メンテナンス委員会

（令和7年5月20日）

- ・点検実務検討小委員会報告  
保守点検ページのアクセス解析について  
ホームページ保守点検サイトの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告  
点検実務マニュアル等の改訂について  
東京消防庁の名義を無断使用した商品販売について  
全国消防長会予防委員会について
- ・委員長連絡会報告

##### ○技術委員会 （令和7年5月15日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告

- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告
- ・戸外表示器管理委員会報告
- ・連動機構自主評定火報専門委員会報告
- ・委員長連絡会報告

##### ○設備委員会 （令和7年5月23日）

- ・設備性能基準化小委員会報告  
光警報装置ピクトグラムの広報活動について  
公共住宅建設工事共通仕様書の改訂協力について  
建築計画基準、建築設計基準の改訂協力について  
今後の検討課題について
- ・工事基準書改訂小委員会報告  
工事基準書ハンドブックの改訂について  
令和6年版工事基準書の誤記訂正について  
全国消防長会 予防委員会報告
- ・官公庁関連、業界動向等について  
感震ブレーカーの普及推進について  
フェスク5月号の記事について 等
- ・委員長連絡会報告

##### ○システム企画委員会

（令和7年5月21日）

- ・火報企画検討小委員会報告  
火災通報装置の経緯について  
火災予防審議会について

## 協 会 通 信

光警報装置の設置啓発活動について

(令和7年5月19日)

- ・委員長連絡会報告

### ○住宅防火推進委員会

(令和7年5月27日)

- ・交換推進WG進捗について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・全国消防長会予防委員会について
- ・令和7年度住宅防火対策推進協議会行事について
- ・令和7年度「広報資料の無償提供事業」の状況について
- ・Xの掲載状況について
- ・委員長連絡会報告

### ◆（一社）日本消火器工業会◆

#### ○第2回 企業委員会

(令和7年5月8日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・社会貢献事業のあり方について

#### ○第1回 技術委員会

(令和7年5月9日) ※対面Web併用

- ・リチウムイオン火災に有効な消火器の勉強会

#### ○第66期 定時総会

- ・第65期事業報告
- ・第65期決算報告承認の件
- ・役員選任（案）承認の件
- ・第66期会費の額と納入方法（案）承認の件
- ・第66期事業計画（案）承認の件
- ・第66期収支予算（案）承認の件

#### ○第2回 理事会 (令和7年5月19日)

- ・代表理事、副会長、常務理事、常任理事の選任について

### ◆（一社）日本消火装置工業会◆

#### ○第454回「技術委員会」

(令和7年5月9日 日本消火装置工業会)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）」改定意見について
- ・建築設備計画基準・建築設備設計基準（令和6年版）」改定意見について
- ・防災センター評価幹事会への委員派遣について
- ・その他

#### ○第234回「第一部技術分科会」

(令和7年5月23日 日本消火装置工業会)

- ・環境に配慮した消火設備の設置基準に

## 協 会 通 信

## 協 会 通 信

- ・ 関する消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会について
- ・ 消装工講師会での第一部会発信情報のプレゼン資料作成について
- ・ その他

### ○第232回「第二部技術分科会」

(令和7年5月22日 日本消火装置工業会)

- ・ 廃棄処理施設の紹介資料の更新について
- ・ 役員会での要請事項について
- ・ 点検基準等への意見について
- ・ その他

### ○第213回「第三部技術分科会」

(令和7年5月20日 日本消火装置工業会)

- ・ 新ガス消火設備の設置基準等について
- ・ その他

## ◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

### ○総務委員会

(令和7年5月12日 明治記念館 竹の間)

- ・ 救助装備部会について
- ・ その他

### ○大型技術委員会

(令和7年5月16日 日本消防ポンプ協会)

- ・ 令和7年度体制について
- ・ 動力消防ポンプ品質評価細則について
- ・ 新銘板について
- ・ 泡発泡試験について
- ・ その他

### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

(令和7年5月16日 日本消防ポンプ協会)

- ・ 動力消防ポンプ品質評価細則について
- ・ その他

### ○小型部会

(令和7年5月27日 日本消防ポンプ協会)

- ・ 定期交換部品について
- ・ 省令改正に伴う「総質量表示」について
- ・ 可搬消防ポンプ補用部品供給について
- ・ その他

### ○シャシ部会

(令和7年5月26日 日本消防ポンプ協会)

- ・ 令和7年度事業計画等について
- ・ その他

## 協 会 通 信

検定協会だより 令和7年6月

■■■人事異動■■■

◆日本消防検定協会◆

○令和 7 年 5 月 31 日付

(氏名)

(新)

(旧)

【退職】

関 美咲 退職

警報設備部 感知設備課  
検定員

○令和 7 年 6 月 1 日付

(氏名)

(新)

(旧)

【採用】

山部 泰誠 消火・消防設備部 消防設備課 (新規採用)

## 新たに取得された型式一覧

### 型式承認

| 種 別         | 型 式 番 号       | 申 請 者          | 型 式                                                       | 承認<br>年月日 |
|-------------|---------------|----------------|-----------------------------------------------------------|-----------|
| 光電式分離型感知器   | 感第<br>2025～7号 | ホーチキ株式会社       | 1種 (24V、20mA)・非蓄積型・公称監視<br>距離5m～100m、非防水型、普通型、再<br>用型、減光式 | R7.4.30   |
|             | 感第<br>2025～8号 | ホーチキ株式会社       | 2種 (24V、20mA)・非蓄積型・公称監視<br>距離5m～100m、非防水型、普通型、再<br>用型、減光式 | R7.4.30   |
| 中継器         | 中第<br>2025～2号 | パナソニック<br>株式会社 | 直流24V、外部配線抵抗10Ω                                           | R7.3.28   |
|             | 中第<br>2025～3号 | パナソニック<br>株式会社 | 直流3V、無線式 (受信用・発信用)、電池<br>方式 (兼用非常電源)                      | R7.4.7    |
| GP型3級受信機    | 受第<br>2025～1号 | パナソニック<br>株式会社 | 交流100V、外部配線抵抗15Ω                                          | R7.3.28   |
| R型受信機 (蓄積式) | 受第<br>2025～3号 | パナソニック<br>株式会社 | 交流100V、外部配線抵抗20Ω、公称蓄積<br>時間60秒                            | R7.3.28   |
| 流水検知装置      | 流第<br>2025～8号 | 能美防災株式会社       | 湿式 (小流量検知型及び二次圧制御式)<br>K35・50・60、作動弁型80 (10K、縦)           | R7.4.10   |

### 品質評価 型式評価

| 種 別    | 型 式 番 号    | 依 頼 者   | 型 式                                                                                    | 承認<br>年月日 |
|--------|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 消防用ホース | H0227NA02A | 櫻護謨株式会社 | 平 (大量送水用)、合成樹脂 (合成樹脂被覆)、<br>使用圧1.5、呼称300 (シングル、ポリエ<br>ステルフィラメント・ポリエステルフィラ<br>メント交織、円織) | R7.4.8    |

### 認定評価 型式評価

| 種 別                              | 型 式 番 号         | 依 頼 者  | 型 式               | 承認<br>年月日 |
|----------------------------------|-----------------|--------|-------------------|-----------|
| 屋内消火栓設備の屋<br>内消火栓等・易操作<br>性1号消火栓 | 認評栓第<br>2025～1号 | 株式会社真和 | 壁面設置型折畳み等収納式 呼称30 | R7.5.7    |
|                                  | 認評栓第<br>2025～2号 | 株式会社真和 | 壁面設置型折畳み等収納式 呼称30 | R7.5.7    |

### 特定機器評価 型式評価

| 種 別            | 型 式 番 号       | 依 頼 者    | 型 式                                   | 承認<br>年月日 |
|----------------|---------------|----------|---------------------------------------|-----------|
| 特定初期拡大抑制機<br>器 | 特評第<br>236～2号 | ニッタン株式会社 | 特定施設水道連結型スプリンクラー設備<br>(乾式) に用いる電動弁制御盤 | R7.5.7    |

## 検定対象機械器具等申請一覧表

| 種別            |                | 型式試験<br>申請件数 | 型式変更試験<br>申請件数 | 型式適合検定 |           |              |               |
|---------------|----------------|--------------|----------------|--------|-----------|--------------|---------------|
|               |                |              |                | 申請件数   | 申請個数      | 対前年<br>同比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 消火器           | 大型             | 0            | 0              | 15     | 3,963     | 94.9         | 77.4          |
|               | 小型             | 0            | 0              | 55     | 461,243   | 105.3        | 93.4          |
| 消火器用消火薬剤      | 大型用            | 0            |                | 2      | 158       | 36.2         | 47.6          |
|               | 小型用            |              |                | 9      | 5,626     | 106.0        | 105.7         |
| 泡消火薬剤         |                | 0            |                | 19     | 140,140   | 86.8         | 114.2         |
| 感知器           | 差動式スポット型       | 0            | 0              | 25     | 206,949   | 91.0         | 131.1         |
|               | 差動式分布型         | 0            | 0              | 9      | 3,700     | 79.2         | 101.4         |
|               | 補償式スポット型       | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 定温式感知線型        | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 定温式スポット型       | 0            | 0              | 28     | 93,491    | 73.5         | 101.8         |
|               | 熱アナログ式スポット型    | 0            | 0              | 6      | 5,950     | 127.5        | 133.3         |
|               | 熱複合式スポット型      | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | イオン化式スポット型     | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 光電式スポット型       | 0            | 0              | 34     | 60,825    | 43.8         | 99.2          |
|               | 光電アナログ式スポット型   | 0            | 0              | 14     | 32,317    | 78.5         | 105.0         |
|               | 光電式分離型         | 0            | 0              | 5      | 93        | 25.1         | 72.9          |
|               | 光電アナログ式分離型     | 0            | 0              | 0      | 0         | 皆減           | 57.7          |
|               | 光電式分布型         | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 光電アナログ式分布型     | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | 皆減            |
|               | 煙複合式スポット型      | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 熱煙複合式スポット型     | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 紫外線式スポット型      | 0            | 0              | 1      | 41        | 29.3         | 300.6         |
|               | 赤外線式スポット型      | 0            | 0              | 9      | 599       | 95.8         | 139.7         |
|               | 紫外線赤外線併用式スポット型 | 0            | 0              | 0      | 0         | 皆減           | 皆減            |
|               | 炎複合式スポット型等     | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
| 発信機           | P型1級           | 0            | 0              | 9      | 18,459    | 56.0         | 73.6          |
|               | P型2級           | 0            | 0              | 8      | 4,721     | 94.3         | 130.9         |
|               | T型             | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | M型             | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
| 中継器           |                | 0            | 0              | 62     | 31,439    | 73.3         | 92.4          |
| 受信機           | P型1級           | 0            | 0              | 48     | 2,190     | 85.3         | 102.6         |
|               | P型2級           | 0            | 0              | 16     | 1,627     | 42.9         | 49.9          |
|               | P型3級           | 0            | 0              | 0      | 0         | 皆減           | 1.1           |
|               | M型             | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | R型             | 0            | 0              | 8      | 151       | 60.6         | 76.8          |
|               | G型             | 0            | 0              | 3      | 4         | 57.1         | 35.7          |
|               | GP型1級          | 0            | 0              | 6      | 11        | 110.0        | 86.2          |
|               | GP型2級          | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | GP型3級          | 0            | 0              | 6      | 41,162    | 112.2        | 93.0          |
|               | GR型            | 0            | 0              | 16     | 207       | 105.1        | 124.3         |
| 閉鎖型スプリンクラーヘッド |                | 4            | 0              | 17     | 68,163    | 35.6         | 31.6          |
| 流水検知装置        |                | 0            | 0              | 29     | 1,839     | 67.3         | 82.3          |
| 一斉開放弁         |                | 0            | 0              | 22     | 3,287     | 60.7         | 81.3          |
| 金属製避難はしご      | 固定はしご          | 0            | 0              | 3      | 50        | 166.7        | 125.0         |
|               | 立てかけはしご        | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | つり下げはしご        | 0            | 0              | 21     | 11,867    | 88.5         | 101.3         |
| 緩降機           |                | 0            | 0              | 4      | 676       | 132.5        | 115.8         |
| 住宅用防災警報器      | 定温式住宅用防災警報器    | 0            | 0              | 18     | 74,894    | 102.9        | 140.7         |
|               | イオン化式住宅用防災警報器  | 0            | 0              | 0      | 0         | -            | -             |
|               | 光電式住宅用防災警報器    | 0            | 0              | 33     | 324,965   | 83.9         | 108.4         |
| 合計            |                | 4            | 0              | 560    | 1,600,807 | 81.9         | 98.0          |

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

|                   |          |            |
|-------------------|----------|------------|
| 特殊消防用設備等性能評価業務    | 性能評価申請件数 | 性能評価変更申請件数 |
| 特殊消防用設備等の性能に関する評価 | 0        | 0          |

受託評価等依頼一覧表

| 品質評価業務              | 型式評価<br>依頼件数    | 型式変更評価<br>依頼件数 | 更新等<br>依頼件数 | 型式適合評価 |         |               |               |
|---------------------|-----------------|----------------|-------------|--------|---------|---------------|---------------|
|                     |                 |                |             | 依頼件数   | 依頼個数    | 対前年<br>同月比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 補助警報装置及び中継装置        | 0               | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
| 音響装置                | 0               | 0              | 0           | 1      | 10      | 皆増            | 皆増            |
| 予備電源                | 0               | 0              | 0           | 3      | 15,024  | 75.9          | 71.5          |
| 外部試験器               | 0               | 0              | 0           | 4      | 140     | 73.7          | 66.7          |
| 放火監視機器              | 放火監視センサー        | 0              | 0           | 2      | 694     | 172.6         | 129.2         |
|                     | 受信装置等           | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
| 光警報装置               | 0               | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | 100.0         |
| 屋外警報装置              | 光警報制御装置         | 0              | 0           | 1      | 30      | 皆増            | 皆増            |
|                     | 屋外警報装置に接続する中継装置 | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
| 消火器加圧用ガス容器          | 0               | 0              | 0           | 2      | 6,600   | 58.9          | 25.6          |
| 蓄圧式消火器用指示圧力計        | 0               | 0              | 0           | 7      | 505,000 | 101.8         | 90.0          |
| 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁 | 0               | 0              | 0           | 3      | 1,300   | 51.2          | 60.8          |
| 消火設備用消火薬剤           | 0               | 0              | 0           | 7      | 122,220 | 247.4         | 184.7         |
| 住宅用スプリンクラー設備        | 構成部品            | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
|                     |                 | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
| 動力消防ポンプ             | 消防ポンプ自動車        | 0              | 4           | 49     | 69      | 265.4         | 206.3         |
|                     | 可搬消防ポンプ         | 0              | 0           | 3      | 234     | 120.0         | 140.7         |
| 消防用吸管               | 呼称65を超えるもの      | 0              | 0           | 1      | 200     | 50.5          | 138.0         |
|                     | 呼称65以下のもの       | 0              | 0           | 1      | 20      | 50.0          | 128.6         |
| 消防用ホース              | 平 40を超えるもの      | 0              | 4           | 9      | 34,166  | 429.0         | 230.5         |
|                     | 平 40以下のもの       | 0              | 2           | 8      | 35,004  | 139.5         | 141.2         |
|                     | 濡れ              | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
|                     | 保形              | 0              | 0           | 3      | 8,000   | 266.7         | 204.0         |
|                     | 大容量泡放水砲用        | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
| 消防用結合金具             | 差込式             | 0              | 2           | 29     | 112,814 | 110.8         | 105.4         |
|                     | ねじ式             | 0              | 0           | 24     | 12,566  | 103.2         | 105.5         |
|                     | 大容量泡放水砲用        | 0              | 0           | 0      | 0       | －             | －             |
|                     | 同一形状            | 0              | 1           | 2      | 502     | 809.7         | 1,132.3       |
| 漏電火災警報器             | 変流器             | 0              | 0           | 13     | 4,008   | 85.5          | 115.4         |
|                     | 受信機             | 0              | 0           | 8      | 2,185   | 67.0          | 90.5          |
| エアゾール式簡易消火具         | 0               | 0              | 0           | 2      | 42,980  | 72.9          | 144.0         |
| 特殊消防ポンプ自動車          | 0               | 0              | 0           | 19     | 19      | 135.7         | 140.7         |
| 特殊消防自動車             |                 |                |             | 6      | 6       | 300.0         | 280.0         |
| 可搬消防ポンプ積載車          | 0               | 0              | 0           | 0      | 0       | 皆減            | 皆減            |
| ホースレイヤー             | 0               | 0              | 0           | 0      | 0       | 皆減            | 300.0         |
| 消防用積載はしご            | 0               | 0              | 0           | 5      | 140     | 77.8          | 125.0         |
| 消防用接続器具             | 0               | 0              | 1           | 15     | 5,350   | 166.0         | 120.7         |
| 品質評価業務              |                 |                |             | 確認評価   |         |               |               |
|                     |                 |                |             | 依頼件数   | 依頼個数    | 対前年<br>同月比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 外部試験器の校正            |                 |                |             | 6      | 34      | 89.5          | 76.5          |
| オーバーホール等整備          |                 |                |             | 9      | 9       | 112.5         | 144.4         |

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

## 受託評価等依頼一覧表

| 認定評価業務                    |               | 型式評価<br>依頼件数           | 型式変更評価<br>依頼件数 | 更新等<br>依頼件数    | 型式適合評価      |        |               |               |
|---------------------------|---------------|------------------------|----------------|----------------|-------------|--------|---------------|---------------|
|                           |               |                        |                |                | 依頼件数        | 依頼個数   | 対前年<br>同月比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 地区音響装置                    |               | 0                      | 0              | 0              | 19          | 30,490 | 158.8         | 138.5         |
| 非常警報設備                    | 非常ベル及び自動式サイレン | 0                      | 0              | 2              | 38          | 5,507  | 103.4         | 81.9          |
|                           | 放送設備          | 0                      | 3              | 8              | 57          | 52,231 | 60.6          | 89.0          |
| パッケージ型自動消火設備              |               | 0                      | 0              | 0              | 0           | 0      | －             | －             |
| 構成部品                      |               | 0                      | 0              | 0              | 0           | 0      | －             | －             |
| 総合操作盤                     |               | 0                      | 0              | 0              | 0           | 0      | －             | －             |
| 屋内消火栓等                    | 易操作性1号消火栓     | 0                      | 0              | 0              | 11          | 2,680  | 103.1         | 97.4          |
|                           | 2号消火栓         | 0                      | 0              | 0              | 13          | 1,538  | 85.1          | 83.5          |
|                           | 広範囲型2号消火栓     | 0                      | 0              | 0              | 8           | 840    | 83.2          | 83.5          |
|                           | 補助散水栓         | 0                      | 0              | 0              | 0           | 0      | －             | －             |
|                           | ノズル           | 0                      | 0              | 1              | 26          | 10,300 | 89.2          | 93.6          |
| 認定評価業務                    |               | 装着番号付与<br>確認評価<br>依頼件数 |                | 更新等<br>依頼件数    | 製品確認評価      |        |               |               |
|                           |               |                        |                |                | 依頼件数        | 依頼個数   | 対前年<br>同月比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 屋内消火栓等                    |               | 0                      |                | 0              | 13          | 35,754 | 91.8          | 240.0         |
| 認定評価業務                    |               | 型式評価<br>依頼件数           | 型式変更評価<br>依頼件数 | 更新等<br>依頼件数    | 型式適合評価      |        |               |               |
|                           |               |                        |                |                | 依頼件数        | 依頼個数   | 対前年<br>同月比(%) | 対前年<br>累計比(%) |
| 特定駐車場用泡消火設備               |               | 0                      | 0              | 6              | 1           | 1,000  | 5.4           | 24.4          |
| 認定評価業務                    |               | 総合評価<br>依頼件数           | 型式評価<br>依頼件数   | 型式変更評価<br>依頼件数 | 更新等<br>依頼件数 | 型式適合評価 |               |               |
|                           |               |                        |                |                |             | 依頼件数   | 依頼個数          | 対前年<br>同月比(%) |
| 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)  |               | 0                      |                |                |             |        |               |               |
| 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置 |               | 0                      | 0              | 0              | 9           | 9      | 128.6         | 80.0          |
| 特定機器評価業務                  |               | 総合評価<br>依頼件数           | 型式評価<br>依頼件数   | 型式変更評価<br>依頼件数 | 更新等<br>依頼件数 | 型式適合評価 |               |               |
|                           |               |                        |                |                |             | 依頼件数   | 依頼個数          | 対前年<br>同月比(%) |
| 特定消防機器等                   |               | 0                      | 0              | 0              | 0           | 8      | 15,024        | 157.8         |
| 受託試験及びその他の評価              |               | 依頼件数                   |                |                |             | 依頼件数   | 依頼個数          | 対前年<br>同月比(%) |
|                           |               |                        |                |                |             |        |               |               |
| 受託試験(契約等)                 |               | 0                      |                |                |             |        |               |               |
| 受託試験(その他の契約等)             |               |                        |                |                | 2           | 2      | 皆増            | 500.0         |
| 評価依頼(基準の特例等)              |               | 0                      |                |                |             |        |               |               |

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「－」と表記いたします。

5月下旬になり、新生活の疲れもそろそろ出てくるころです。暑くなってきましたね。

報道でも観測地の多くで夏日、一部は真夏日となったと伝えています。

筆者の田舎の田んぼを眺めると、水を張った田んぼの中で稲が大きくなってきています。野菜の定植もいつもより早く始まっているような気がします。

昨今の気温の動向を考えて、農家でも作業時期を早めているようです。暑い中大変ですが、時期を捉えた適切な対応はどの業種でも重要ですね。

そんな中、総務省消防庁では熱中症による救急搬送人員の調査を始めました。それによると、5月1日から11日までの速報値（筆者合算）では、救急搬送人数は415人、うち65歳以上の高齢者が226

人とのことです。発生場所では住居105人、公衆（屋外）87人、道路86人でした。

熱中症は建物の中でも発症します。暑熱順化という言葉もありますが、暑さに慣れたと感じても皆様お気をつけください。

また、職場での熱中症対策を強化するための改正労働安全衛生規則が6月1日から施行されます。リーフレット等でご確認ください。

さて、今月号の本誌巻頭のことばは、千葉県消防局長の市村裕二様にご寄稿いただきました。誠にありがとうございました。

7月号では、横浜市消防局長の佐々木功嘉様には巻頭のことばを、当協会からは「令和6年度の受託評価業務を振り返って」などを掲載する予定です。

### 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

- (1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

- (2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大 阪 支 所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-12-7 清和梅田ビル4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階  
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。  
e-mail: kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415

